

富山市森づくりプラン

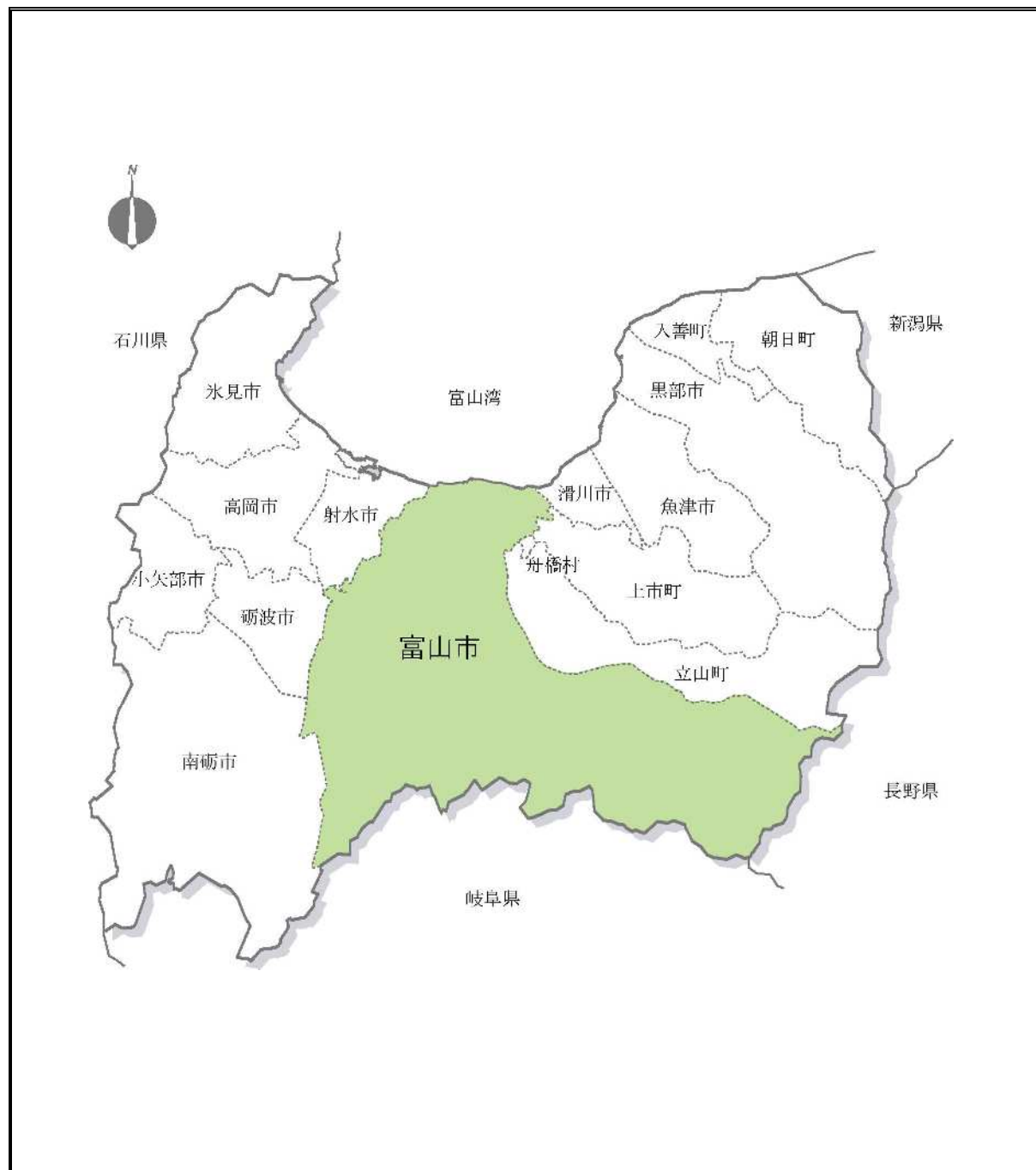
(富山市森林整備計画)

(案)

令和 4 年 3 月
(令和 6 年 3 月変更)
(令和 7 年 月変更)

富 山 市

位置図



目 次

はじめに	1
第1章 森づくりのための基本的な事項	2
第1項 森づくりの現状と課題	2
第2項 森林整備の基本方針	3
1 森林・林業施策の基本方向	3
2 森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿と森林整備の基本的な考え方	3
3 とやまの森づくり基本指針に基づく森林整備の基本方針	4
第3項 森づくりの推進方策	5
1 森林施業の推進方策	5
2 市民参加による森づくりの推進方策	5
第4項 森づくりへの具体的な取り組み	5
1 里山林の整備	5
2 混交林の整備	5
3 市独自の取り組み	5
第2章 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備の方法に関する基本的な事項	7
第1項 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	7
1 樹種別の立木の標準伐期齢	7
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	7
3 その他必要な事項	8
第2項 造林に関する事項	8
1 人工造林に関する事項	8
2 天然更新に関する事項	9
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	11
5 その他必要な事項	12
第3項 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	12
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2 保育の種類別の標準的な方法	13
3 その他必要な事項	14
第4項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	14
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	14
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	16
3 その他必要な事項	16
第5項 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	17
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	17
2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	17
3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	17
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	17
5 その他必要な事項	18
第6項 森林施業の共同化の促進に関する事項	18
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	18
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	18
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	18
4 その他必要な事項	18
第7項 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	19
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	19

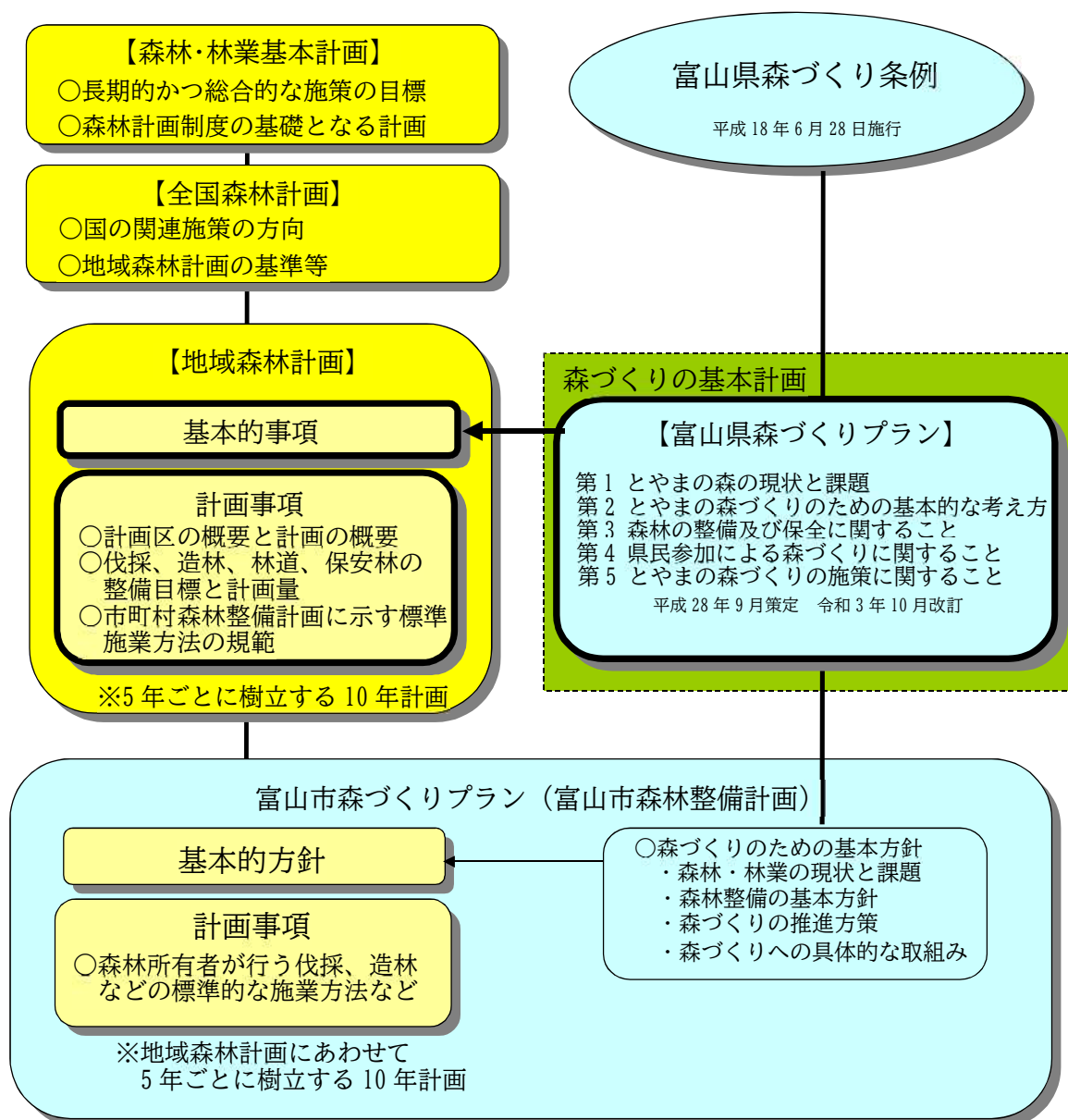
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	19
3	作業路網の整備に関する事項	19
4	その他必要な事項	25
第8項	その他必要な事項	25
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	25
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	25
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	26
第3章	森林の保護に関する事項	27
第1項	鳥獣害の防止に関する事項	27
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	27
2	その他必要な事項	27
第2項	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	28
1	森林病虫害等の駆除又は予防の方法	28
2	鳥獣害対策の方法（第1項に掲げる事項を除く。）	29
3	林野火災の予防の方法	30
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	30
5	その他必要な事項	30
第4章	森林の保健機能の増進に関する事項	31
1	保健機能森林の区域	31
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	31
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	31
4	その他必要な事項	31
第5章	その他森林の整備のために必要な事項	32
1	森林経営計画の作成に関する事項	32
2	生活環境の整備に関する事項	32
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	33
4	森林の総合利用の推進に関する事項	33
5	市民参加による森林の整備に関する事項	33
6	その他必要な事項	33
別表 1	里山林の整備	34
別表 2	混交林の整備	35
別表 3	公益的機能別施業森林の区域	36
別表 4	公益的機能別施業森林の区域における森林施業の方法	38
別表 5	鳥獣害防止森林区域	40

はじめに

「富山市森づくりプラン」とは、森林法第10条の5の規定に基づき富山市長が策定する「富山市森林整備計画」のことであり、市の森づくりに関する総合的な計画として市民の皆さんに広く知っていただくとともに、森林施業の具体的な方法や基準を示すことを目的としています。

また、ここで定める森づくりのための基本方針については、「富山県森づくり条例」に基づき富山県知事が策定した「富山県森づくりプラン」に沿って定めることとします。

なお、このプランの計画期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間とします。



第1章 森づくりのための基本的な事項

第1項 森づくりの現状と課題

富山市は、日本海側のほぼ中央に位置し、水深1,000mの「海の幸の宝庫」富山湾から標高3,000m級の北アルプス立山連峰まで高低差4,000mの多様な地勢と雄大な自然を誇っています。

市域の約7割を占める森林は、土砂流出や山地崩壊の防止、水源のかん養、二酸化炭素の吸収など、社会全体に有益な影響を及ぼす様々な機能を発揮しています。

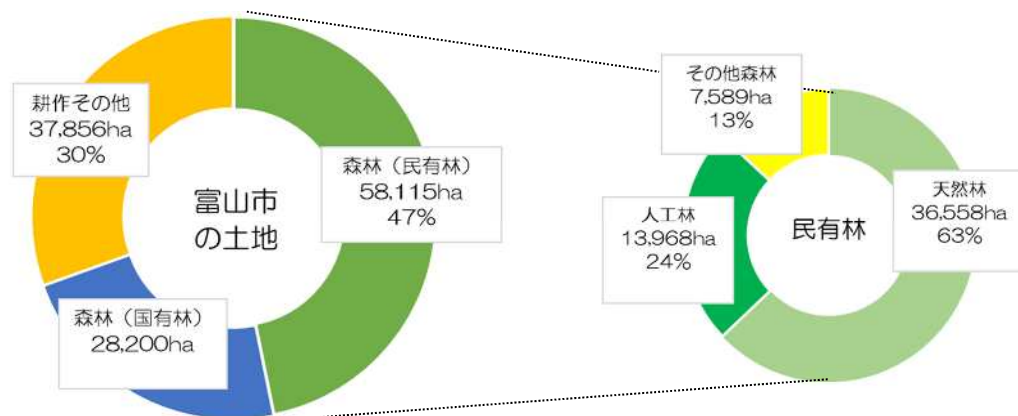
しかし、過疎化・高齢化の進行に伴う森林管理の担い手の減少などから、手入れが必要な人工林や里山林が放置され、森林が持つこれらの公益的機能の低下が懸念されています。

このため、林業生産・経営基盤の強化や多様な主体が森づくりに取り組める環境づくりを推進し、森林の有する公益的機能を将来に向けて維持、増進していくことが重要となっています。

さらに、森林は、生態系や種の多様性などを保全する機能を有していますが、近年は、手入れが行き届かない里山林が増えていることなどから、イノシシなどによる農作物被害の拡大とともに、クマによる人身被害の多発が懸念されています。

このため、野生生物の生息域を考慮した森林整備や人と自然をつなぐ豊かな里山の保全が求められています。

また、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方が広がり、社会経済全体の持続性を高めていくことへの関心も更なる高まりをみせていることから、多面的機能の継続的な発揮やSDGsへの関心に応えるには、豊富な森林資源を「伐って、使って、植える」という形で循環利用することが重要となっています。



資料；令和5年8月刊行「令和3年度富山県森林・林業統計書」等

第2項 森林整備の基本方針

1 森林・林業施策の基本方向

富山市総合計画では、目指す都市像を「人・まち・自然が調和する活力都市とやま」と定めており、賑やかな都市部と自然豊かな山間部など、それぞれが持つ個性を大切にしながら、躍動する都市の実現を目指すこととしています。

本市では、「安心・安全で持続性のある魅力的なまち」をまちづくりの目標の1つに掲げており、潤いと安らぎのあるまちづくりのため、暮らしの安全を守り安らぎを与える森づくりを進めていくこととしています。

2 森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿と森林整備の基本的な考え方

森林の有する主な機能である水源かん養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能に応じた森林の望ましい森林資源の姿に向けた適切な森林の施業や保全を進めることとします。

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿	森林整備の基本的な考え方
水源かん養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。
山地災害防止機能 ／ 土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	災害に強い土壌を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。
保健・レクリエーション機能	自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林	市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。

生物 多様性 保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全します。
木材等 生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、経級の林木を生育させるための適切な造林・保育及び間伐等を推進します。また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進します。

3 とやまの森づくり基本指針に基づく森林整備の基本方針

森林整備の基本方針としては、「とやまの森づくり基本指針」に沿って、各々の森林の状態や立地条件に、地域ニーズ等を反映した多様な森づくりを目指すこととします。

区分		対象とする森林の考え方
天然林	里山林	○ 集落周辺の里山のうち、利用や整備と継続的な管理について地域住民や森林所有者の合意が得られる場所であって、原則として次に示す条件を満たす天然林 ・ 集落周辺や道路周辺などで、生物多様性の保全や、野生動物との軋轢の未然防止、生活関連施設の保護などのために、伐採や刈り払いの必要性がある場所 ・ 法令等による伐採制限がないこと ・ 伐採や刈り払いを行っても、無立木地化や山腹崩壊やなだれなどの災害発生の恐れがないこと ・ 希少な動植物が生息していないこと（その保全を目的とした整備を行う場合を除く）
	保全林	○ 上記以外の天然林 注：自然公園や保安林など、法令で伐採などに制限のある森林は原則、保全林として取り扱う
人工林	生産林	○ 所有者等の森林施業に対する意欲が高い人工林であって、原則として次に示す条件を満たす人工林 ・ 標 高 600m以下 ・ 傾 斜 30度以下 ・ 地 位 2以上（ただし標高300m以下にあつては3以上） ・ 道路からの距離 100m未満 ・ 法令等による伐採制限がないこと ・ 伐採しても、山腹崩壊やなだれなどの災害発生の恐れがないこと ・ 希少な動植物が生息していないこと
	混交林	○ 上記以外の人工林 注：風害被害林は、原則、針広混交林に誘導する。

第3項 森づくりの推進方策

1 森林施業の推進方策

森林整備の基本方針に従い、また、SDGsの目標15に「持続可能な森林の経営」が掲げられていることから、森林の状態や立地条件に加え、地域ニーズ、森林資源の持続的な利用等を反映した多様な森づくりを基本としつつ、木材生産の増大による魅力ある林業の構築をめざし、市、森林組合、森林所有者等が地域ぐるみで森林施業の集約化を進め、次のことに計画的、重点的に取り組みます。

- ①森林経営計画の作成に向けた森林施業委託の促進。
- ②森林所有界の明確化作業。
- ③高性能林業機械による低コスト木材生産に不可欠な、林道の新設、改良及び林業専用道や森林作業道の開設等の高密度路網整備。
- ④集約化と施業の低コスト化を担う人材育成。
- ⑤森林資源の「循環利用」の確保に向けた主伐・再造林の推進。

2 市民参加による森づくりの推進方策

- ①里山再生活動等を目指す市民と行政の協働で設立した「NPO法人きんたろう倶楽部」の活動等を支援するとともに、とやまの森づくりサポートセンターとの連携により、多様な形態の森林ボランティア活動等の育成を図ります。
- ②市民や企業、ボランティア団体等が気軽に森林・里山林の整備ができるよう市有林の開放等に取り組みます。
- ③出前講座等を通し、森林が有する価値の認識や森林の整備・保全の重要性についての理解を深め、市民の森づくりへの参加意欲を高めます。

第4項 森づくりへの具体的な取り組み

1 里山林の整備

別表1のとおり

2 混交林の整備

別表2のとおり

3 市独自の取り組み

地球環境の保全や資源循環型社会に対する意識の高まりなどを踏まえ、木材資源の安定的な確保や森林資源の多彩な活用等への取り組みを強化するため、手入れが行き届かない人工林や里山林に関して本市単独の整備事業等について検討します。

- ①次代を担う若者が魅力を感じて林業に就けるよう、各産業分野の団体等との連携により、通年型雇用の場が拡充できるよう支援していきます。
- ②植生自然度の高い環境を活かしながら、地域の誇りとなるような美しい森林・里山林を整備するため、市民活動等の育成に努めます。
- ③緑資源の循環をはじめ豊かな森づくりを推進するため、公共施設やバイオマスエネルギー等への活用を促進していきます。
- ④小規模・分散している森林をとりまとめて、一体的に施業などを行う集約化を進めるため、森林経営計画策定の推進等に努めながら効率的な林業生産活動につなげていきます。
- ⑤水源かん養機能や山地災害防止機能などの公益的機能を持つ森林や里山を次の世代に引き

継ぐことの大切さをPRするため、各種イベントの開催等を支援していきます。

- ⑥市民参加の森づくりを推進していくため、森林環境教育機会の拡充、森林ボランティア活動の情報提供及び指導者の育成等に努めます。
- ⑦市有林において、現地調査などを行いながら、市有林の有効活用に努めます。
- ⑧地理空間情報やICT等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の飛躍的な向上、需要に応じた高度な木材生産を可能とする「スマート林業」を推進します。
- ⑨富山市SDGs未来都市計画に基づき、産業活力の向上による技術・社会イノベーションの創造に向け、森林資源を活かした産業力強化を図ります。

第2章 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

第1項 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢については、地域の標準的な伐採（主伐）の時期として森林施業の指標、制限林の伐採規制等に用いられているものであり、主要樹種について、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐期齢及び森林の構成を勘案して次の表に示すとおり定めます。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、この林齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

樹 種	林 齢
ボカスギ	35
タテヤマスギ その他スギ	45
ヒノキ	55
マツ カラマツ	40
その他針葉樹（主に天然更新によるもの）	60
広葉樹（ブナなど主に天然下種更新によるもの）	60
広葉樹（コナラなど主にぼう芽更新によるもの）	15～25

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、立地条件、既往の施業体系、地域における既往の樹種の特長、木材需給構造、森林の構成を勘案して、皆伐、択伐の伐採方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法その他必要な事項について定めます。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、次の表に示す皆伐又は択伐によるものとします。

種 類	標準的な伐採の方法
皆 伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1か所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保存帯を設け、適確な更新を図ることとします。
択 伐	択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な森林の構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積にかかる伐採率は30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とすることとします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を進めるにあたっては、以下のア～エに留意することとします。

- ア 更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。
- イ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行う。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。
- ウ 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。
- エ 立木の伐採（主伐）及び集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法を選択することとします。

3 その他必要な事項

低コストで効率的な木材生産が可能な人工林については、木材を持続的かつ安定的に供給する観点から、適切な時期による計画的な伐採を行うこととします。

また、公益的機能を重視する人工林にあっては、伐期の延長や長伐期林及び複層林（針広混交林）への誘導を促進します。

さらに、花粉の発生源となるスギ人工林の伐採・植替え等を促進します。

第2項 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種については、地域や樹種の特性及び既往の成林状況などを考慮して、次の表に示すとおり定めます。

人工造林の対象樹種
木材生産を主目的とする場合はスギを主体とし、花粉症対策を推進するため、優良無花粉スギ「立山 森の輝き」を積極的に使用することとする。また、多様な森づくりを進める観点から、適地適木を旨とし、広葉樹の郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件及び造林種苗の需給動向や木材の需要にも配慮した樹種を選定することとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び施業区分別の植栽本数

植栽本数は、森林の確実な更新を図るため、木材生産あるいは防災など造林の目的及び造林地の自然条件や樹種特性、既往の造林の成果などを勘案して次の表の参考に定めることとします。

人工造林の実施にあたっては、画一的に行うことなく、現地の実態、自然条件を十分に考慮し、多様な森づくりを進める観点及び保育コストの低減を図る観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入など、新たな施業技術なども取り入れ、幅広く検討することとします。

樹 種	施業区分	標準的な植栽本数	備 考
スギ	標準施業	2,500 本/ha	植栽・保育経費の低コスト化を図る場合は、2,000 本/ha とする
	針広混交林	1,000 本/ha	天然更新木との混交林に誘導する場合
広葉樹	標準施業	3,000 本/ha 以上	
	針広混交林	1,000 本/ha	針広混交林に誘導する場合であって、天然更新と併用する場合

注 1：防災を目的する場合にあつては、スギ、広葉樹を含め 5,000 本/ha 程度とします。

注 2：針広混交林に誘導する場合は、天然更新による稚樹の発生を考慮し、天然更新が期待できない場合には植栽本数を増やすなどの対応をとることとします。

イ その他人工造林の方法

新植の地持ちについては、雪害や林地の保全及びその後の作業能率に配慮し、筋置きを基本とします。また、再造林にあたっては、原則として伐根を抜き取らないものとします。

植付けの方法については、気候や傾斜など自然条件及び既往の方法の成果などを勘案して定めるとともに、植栽木が確実に活着するよう、春又は秋の適切な時期に植え付けることとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間については、次の表に示すとおり定めます。

伐採方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆 伐	森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内。
択 伐	伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し 5 年を超えない期間。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案して、次の表に示すとおり定めます。

天然更新の対象樹種	コナラ、ミズナラ、ブナ、トチ、ウダイカンバ、シデ類、サクラ類など高木性の樹種を基本としつつ、ヤシャブシやヤナギ、ハンノキ類などの先駆樹種も含めた幅広い樹種を対象とします。
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ、シデ類、サクラ類などのぼう芽力の強い高木性の樹種とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対処樹種の期待成立本数については、次の表に示すとおり定めます。

伐採後おおむね 5 年を経過した時点で、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）を上回る樹高の更新対象樹木の期待成立本数は、1 ヘクタールあたり 10,000 本程度とします。

また、天然更新すべき立木の本数については、次の表に示すとおり定めます。

天然更新の対象樹種の期待成立本数の立木度 3 となる 1 ヘクタールあたり 3,000 本程度とします。
--

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法については、次の表に示すとおり定めます。

更新の種類	作 業	内 容 等
天然下種	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条処理等の作業を行うこととします。
天然下種 /ぼう芽	刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
	植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとします。
	つる切	ツル植物の繁茂により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。
ぼう芽	芽かき	発生後数年までは枯死するものが多いため、その後の成長を見ながら発生位置の低い（根又は根に近い）優勢なものを株あたり 1～3 本残すこととします。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法については、次の表に示すとおり定めます。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新の完了が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとします。

・天然更新の完了の判断基準

伐採後おおむね 5 年を経過した時点で、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）を上回る更新対象樹木の幼稚樹が、概ね 1 ヘクタール当り 3,000 本（期待成立本数の立木度 3）以上成立し、かつその出現率が 70%以上となった状態をもって、更新完了とします。なお、出現率とは、幼稚樹の発生したプロット数が、全プロット数に占める割合とします。

・天然更新の完了の確認調査の方法

対象地の尾根部、中腹部、沢部にそれぞれ1カ所以上標準的な箇所を選んで調査区を設定し、1調査区の大きさは、帯状に長さ30m、幅1mの区域とします。ただし、対象地の稚幼樹帯の発生状況がほぼ均一と判断される場合には、調査区を適宜減ずる。プロットは1調査区を6等分に分割して設定します。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間については、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図る観点から、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

これについては、下記のとおりとします。

- ① 「天然更新完了基準書作成の手引きについて（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）」に基づき、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。
- ② 高標高地や尾根筋など、現地の生育状況や地形、土壌条件、当該森林及び近隣の主伐実施箇所における天然更新の状況等から判断して、稚樹が発生しても十分な生長が期待できない森林。
- ③ 地形、傾斜、積雪量及び周辺の植生等から判断して、雪の移動（グライド）が懸念される森林。
- ④ 病虫獣害の発生によって、稚樹は発生しても消失する可能性が懸念される森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定めます。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)のとおり。

イ 天然更新の場合

2の(1)のとおり。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数については、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、1ヘクタールあたり10,000本程度とします。

また、更新すべき立木の本数については、周辺の植生の草丈（更新対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草木等）を上回る更新対象樹

木の幼稚樹が、1ヘクタール当り 3,000 本（期待成立本数の立木度 3）程度とします。

5 その他必要な事項

人工造林及び天然更新の実施にあたっては、画一的に行うことなく、現地の実態、立地条件を十分に考慮し、多様な森づくりを進める観点及び保育コストの低減を図る観点から、新たな施業技術なども取り入れ、幅広く検討することとします。

また、低コストで効率的な木材生産が可能な人工林については、木材を持続的かつ安定的に供給する観点から、伐採後の人工造林を行うこととします。

第3項 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は林木の健全な生育を促進し、その質的向上と木材の利用価値向上及び森林の健全性の維持を図るために行うこととし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐の回数及びその実施時期、間伐率について次のとおり定めます。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐率

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐率				
			初 回	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目
タテヤマ スギ	標準伐期 (45 年)	2,500	17 年生 (24%)	24 年生 (27%)	34 年生 (28%)	55 年生 (25%)	—
	長伐期 (90 年)		20 年生 (33%)	33 年生 (33%)	55 年生 (32%)	—	—
ボカスギ	標準伐期 (35 年)	2,000	16 年生 (26%)	21 年生 (26%)	30 年生 (25%)	45 年生 (25%)	—
	長伐期 (70 年)		16 年生 (35%)	24 年生 (35%)	40 年生 (34%)	—	—
ヒノキ	標準伐期 (55 年)	2,500	26 年生 (27%)	36 年生 (28%)	48 年生 (27%)	65 年生 (28%)	90 年生 (27%)
	長伐期 (110 年)		27 年生 (35%)	39 年生 (35%)	57 年生 (35%)	84 年生 (35%)	
カラマツ	標準伐期 (40 年)	2,500	15 年生 (29%)	22 年生 (27%)	30 年生 (28%)	43 年生 (28%)	70 年生 (28%)
	長伐期 (80 年)		16 年生 (35%)	23 年生 (35%)	37 年生 (35%)	77 年生 (27%)	

注：地位 3 における間伐作業の一般的な目安を示したもの

(2) 間伐の標準的な方法

ア 林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉がお互いに接して葉の層が林地を覆ったようになること）し、立木間の競争が生じ始めた時期に実施する。その際、一定の期間内に林冠がうっ閉するように行うこととします。

イ 森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、形質不良木に偏ることなく、適切な伐採率により繰り返し行う。特に、高齢級の間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。

ウ 材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年度においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うこととします。

(3) 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数

平均的な間伐の実施時期の間隔の年数については、次の表に示すとおり定めます。

樹種	施業体系	平均的な間伐の間隔	
		標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
タテヤマスギ	標準伐期(45年)	10年	20年
	長伐期(90年)		
ボカスギ	標準伐期(35年)	10年	15年
	長伐期(70年)		
ヒノキ	標準伐期(55年)	10年	20年
	長伐期(110年)		
カラマツ	標準伐期(40年)	10年	20年
	長伐期(80年)		

注：地位3における間伐作業の一般的な目安を示したもの

(4) 雪害を考慮した間伐を実施すべき森林の立木の形状比

既往の冠雪害の発生状況を勘案し、間伐を実施すべき森林の立木の形状比は次の表に示すとおり定めます。

地域	形状比
八尾地域、婦中地域、山田地域	70以上
富山地域、大沢野地域 大山地域、細入地域	75以上

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法（時期、回数、作業方法）については、次の表に示すとおり定めます。

保育種別	樹種	実施すべき標準的な林齢												標準的方法
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11~20	21~30	
根踏み	ス		↔											植栽の翌年に実施
雪起し				←							→			消雪後1箇月以内に実施
下刈り			←							→				春植えの場合は1年目から実施
つる切	ギ	必要に応じて実施												
除伐												必要に応じて実施		
枝打ち												必要に応じて実施		間伐との同時作業の検討

注) 主たる保育作業の一般的な目安を示したものであり、作業にあたっては、画一的に行うことなく植栽木の生育状況、現地の実態、立地条件に即した効率的な作業時期、回数、方法等を十分検討のうえ適切に実行する。

特に、侵入した有用天然木、天然性稚樹の取り扱いについては、植栽木の生育状況を勘案のうえ育成に配慮する。

3 その他必要な事項

間伐及び保育の実施にあたっては、画一的に行うことなく、植栽木の生育状況や、森林の立地条件に加え、コストの低減についても十分考慮のうえ、時期や方法などを決めることとします。

第4項 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

森林の有する公益的機能の別に応じて、公益的機能別施業森林を次の表に示すとおり4つに区分して取り扱うこととします。

森林の有する機能	公益的機能別施業森林
水源かん養機能	水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健・レクリエーション機能	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
文化機能	

注) 生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であることから、区域設定の対象としないこととします。

なお、森林の区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるとともに、森林の区域については林班、小班を単位として定めます。

(1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の表に示すとともに区域を別表3に示すとおり定めます。

森 林 の 基 準	対象となる制限林等
ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林	・ 水源かん養保安林 ・ 干害防備保安林 ・ 水源かん養機能の評価区分が高い森林

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、主伐の伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。なお、皆伐の面積の上限は20ha、主伐の時期は第2章第1項1に定める標準伐期齢に10年を加えた林齢を下限とします。

また、既往の施業体系として、長伐期施業を指向している森林については、長伐期施

業を推進すべき森林とし、皆伐の面積の上限は 20ha、主伐の時期は第 2 章第 1 項 1 に定める標準伐期齢の 2 倍の林齢から 10 年を減じた林齢を下限とします。

その区域を別表 4 に示すとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を次の表に示すとともにその区域は別表 3 に示すとおり定めます。

種 類	森 林 の 基 準	対象となる制限林等
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備、その他山地災害の防備を図る必要のある森林	・土砂流出防備保安林 ・土砂崩壊防備保安林 ・なだれ防止保安林 ・砂防指定地周辺 ・山地災害危険地区 ・山地災害防止機能の評価が高い
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	市民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件からみて、風害、霧害等気象災害を防止する機能が高い森林	・飛砂防備保安林 ・防風保安林 ・潮害防備保安林 ・生活環境保全機能の評価が高い森林
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林及び、史跡、名勝等の所存する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林	・保健保安林 ・風致保安林 ・都市計画法による風致地区 ・文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林 ・保健文化機能の評価区分が高い森林

イ 施業の方法

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の施業の方法を次の表に示すとともにその区域を別表 4 に示すとおり定めます。

種 類	施業の方法
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林／ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	成長量が比較的高く緩傾斜の森林は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。なお、皆伐面積の上限は 20ha、主伐の時期は第 2 章第 1 項 1 に定める標準伐期齢の 2 倍の林齢を下限とする。 急傾斜又は成長量の低い森林のうち、特に公益的機能の発揮を図る森林については、択伐により育成複層林に

	誘導する。それ以外の森林については、択伐以外の方法により育成複層林に誘導する。
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	成長量が比較的高く緩傾斜の森林は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図る。なお、皆伐面積の上限は20ha、主伐の時期は第2章第1項1に定める標準伐期齢の2倍の林齢を下限とする。 急傾斜又は成長量の低い森林のうち、特に公益的機能の発揮を図る森林については、択伐により育成複層林に誘導する。それ以外の森林については、択伐以外の方法により育成複層林に誘導する。 なお、保健文化機能の維持増進を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、次の基準等に沿って、その区域は別表3のとおり定めます。

森林の基準
林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い「特に効率的な施業が可能な森林」

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本に、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、主伐の時期は標準伐期齢以上の林齢とします。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行います。

3 その他必要な事項

該当なし

第5項 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市においては、所有規模の零細な森林所有者が多いことから、森林組合等林業事業体への長期の施業や、森林の経営の委託への転換により、森林の経営規模の拡大を推進することとします。

2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む。）に対し、森林組合等林業事業体への長期の施業や経営の委託について働きかけを推進するとともに、森林組合等林業事業体が施業の集約化に取り組む場合に必要となる情報の提供に努めます。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林組合等林業事業体は、森林所有者から長期の施業や経営の受託等を行う場合は、契約を締結し、委任内容や費用負担等について明確にする必要があります。

また、森林の施業等を受託する際には、事前に森林所有者に対し見積り等を提示し、費用負担について了解を得ることが必要です。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 基本的な方針

森林所有者が、森林組合等への管理委託を含め、自ら森林の経営管理を実行することができない場合において、現地の状況や森林所有者情報等を勘案し、市による経営管理の実施が必要かつ適当と判断される森林については、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定し、当該権利を設定するまでの間の森林等については、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成は、本計画に定められた公益的機能別施業森林や、木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意して行います。また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された（設定が見込まれる）森林は、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は、木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図ることとします。

(2) 具体的な方針

① 経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成は、次のような森林について優先的に行うこととします。

- 最後に行った間伐から15年以上経過する等、冠雪害を考慮した森林の管理方法として定められた、形状比を超えているか、その形状比を超える恐れがある森林
- 植栽によらなければ確な更新が困難な森林
- 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域の森林（経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の作成を推進するものとする）
- 森林の境界が明確となっており、所有権利者全員が同意している森林

- 森林整備が特に必要な森林（施業履歴等から区域を定め、地域の実情を踏まえて優先度の高い森林を抽出）
- ② 経営管理権を設定した森林については、経営管理実施権の設定を検討するとともに、当該権利を設定するまでの間は、市町村森林経営管理事業による森林整備を進めることとします。
- ③ 市町村森林経営管理事業を実施する場合にあっては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項に適合する施業を行います。

5 その他必要な事項
特になし

第6項 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市においては、所有規模の零細な森林所有者が多いことから、個人で造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、効率的かつ安定的な林業経営を目指すことは困難であるため、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等による施業の共同化を促進していきます。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

林業を専業としない森林所有者が多数を占め、不在村森林所有者が増加する中、当該森林所有者に対する普及啓発活動を強化し、森林組合等林業事業体への長期の施業の経営の委託や施業実施協定の締結に努めることとします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同者」という。）は、各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととし、施業は間伐を中心に可能な限り共同又は意欲ある森林組合等林業事業体への委託により実施することを旨とします。
- ② 作業路網その他の施設の維持運営は共同者全員により実施することとします。
- ③ 共同者の一員が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同者に不利益を被らせることがないよう、あらかじめ個々の共同者が果たすべき責務を明らかにします。
- ④ 共同者全員の合意の下、施業実施協定の締結に努めるものとします。

4 その他必要な事項 特になし

第7項 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や作業システムに応じた路網密度の水準については、その目安を次の表に示します。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)
緩傾斜地 (0° ～ 15°)	車両系作業システム	110以上
中傾斜地 (15° ～ 30°)	車両系作業システム	85以上
	架線系作業システム	25以上
急傾斜地 (30° ～ 35°)	車両系作業システム	60<50> 以上
	架線系作業システム	20<15> 以上
急峻地 (35° ～)	架線系作業システム	5以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた機器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。タワーヤード等を活用する。

注2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。

注3：「急傾斜地」の< >書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

傾斜が急峻な箇所、地質・土壌が脆弱な箇所、木材等生産機能の評価区分が低い森林を除き、第4項2で示した木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を基幹路網整備と併せて施業の集約化を図ることにより、低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）とします。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として富山県林業専用道作設指針（平成23年4月1日森政第432号）に則り開設することとします。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張に関する計画については、次の表に示すとおり定めます。

開設 拡張 の別	種類	区分	路線名	延長 (km)	利用区域面積 (ha)	前半 5 カ年 の計画箇所	備考	
開設	自動車道		町長水須	2.2	5,834	○		
//	//		有峰	2.0	19,475	○		
//	//		大山Ⅰ	0.1	2,388			
//	//		大山Ⅱ	0.1	1,024			
//	//		大山・大沢 野	0.5	1,226			
//	//		大沢野・八 尾	3.1	3,218	○		
//	//		中山	0.3	17			
//	//		市場	0.3	103			
//	//		須原御鷹山	0.3	178			
//	//		万願寺・寺 家	0.3	431			
//	//		町長	1.5	81			
//	//		今生津	0.3	194			
//	//		金昌寺	0.3	21			
//	//		黒牧文珠寺	0.8	223	○		
//	//		稲荷堂・新 屋	0.4	119			
//	//		西御鷹山	0.3	188			
//	//		笹津山	0.5	31			
(開設 計)			17	13.3				
拡張	(舗装)		吉野東猪谷	(1)	818			
				8.4				
	(改良)			(20)				
				2.0				
//	(舗装)		御前山	(1)	235			
				5.0				
	(改良)			(2)				
				1.0				
//	(舗装)		御前山 2 号	(1)	41			
				0.5				
	(改良)			(1)				
				0.5				
//	(舗装)		金昌寺	(1)	21			
				0.2				
	(改良)			(1)				
				0.2				
//	(舗装)		大清水	(1)	88			
				1.8				
	(改良)			(1)				
				1.8				

開設 拡張 の別	種類	区分	路線名	延長 (km)	利用区域面積 (ha)	前半5カ年 の計画箇所	備考
//	(舗装)		黒牧文珠寺	(1)	223	○	
				2.0			
	(改良)			(1)			
				3.3			
//	(舗装)		床鍋	(1)	109		
				1.5			
	(改良)			(1)			
				1.5			
//	(舗装)		小見	(1)	155		
				0.7			
	(改良)			(1)			
				0.7			
//	(舗装)		牧野	(1)	73		
				2.4			
	(改良)			(1)			
				2.4			
//	(舗装)		鎌ヶ谷	(1)	192		
				5.1			
	(改良)			(1)			
				2.0			
//	(舗装)		清水入谷	(1)	(319) 247	○	
				5.8			
	(改良)			(5)			
				1.1			
//	(舗装)		狐寺	(1)	44		
				0.6			
	(改良)			(2)			
				0.5			
//	(舗装)		赤目谷	(1)	51		
				2.5			
	(改良)			(2)			
				0.5			
//	(舗装)		楡原割山	(1)	81		
				1.7			
	(改良)			(3)			
				1.0			
//	(舗装)		須原御鷹山	(1)	178	○	
				5.4			
	(改良)			(8)			
				2.3			
//	(舗装)		大谷	(1)	541	○	
				1.4			
	(改良)			(10)			
				3.0			
//	(舗装)		高橋	(1)	20	○	
				1.4			
	(改良)			(5)			
				1.0			

開設 拡張 の別	種類	区分	路線名	延長 (km)	利用区域面積 (ha)	前半 5 カ年 の計画箇所	備考
//	(舗装)		滝又	(10)	308	○	
	(改良)			5.0			
				(1)			
				0.1			
拡張	(舗装)		須原 2 号	(1)	186		
				0.8			
//	//		伏木	(1)	52	○	
				1.0			
//	//		袖山	(1)	39		
				1.1			
//	//		東山	(1)	32		
				0.7			
//	//		中尾	(1)	224	○	
				0.5			
//	//		安蔵	(10)	554		
				5.0			
//	//		東俣	(5)	122		
				2.0			
//	//		小原河内	(1)	1,028		
				7.2			
//	//		千侍谷	(1)	39		
				1.1			
//	//		小田刈	(1)	42		
				1.3			
//	//		本宮	(1)	34		
				1.1			
//	//		すべり川	(1)	49		
				0.5			
//	//		掛畑・上笹原	(1)	48	○	
				1.5			
//	//		深道	(1)	330		
				8.6			
//	//		今山田中村	(1)	23		
				1.7			
//	//		笹津山	(1)	31		
				0.6			
(拡張)	(改良)		寺津	(1)	48		
				0.5			
//	//		須原土	(3)	330		
				2.0			
//	//		市場	(1)	103	○	
				0.6			
//	//		東俣	(3)	122	○	
				0.5			
//	//		小原赤倉	(5)	143		
				2.0			
//	//		下瀬戸	(1)	109	○	
				0.1			

開設 拡張 の別	種類	区分	路線名	延長 (km)	利用区域面積 (ha)	前半5カ年 の計画箇所	備考
//	//		牧線	(1)	103		
				0.2			
//	//		ヒノ谷	(2)	490	○	
				0.2			
(拡張)	(改良)		西谷	(1)	118		
				2.0			
//	//		下ノ谷	(5)	59		
				1.2			
//	//		茗ヶ原中根	(1)	36		
				0.3			
//	//		祖父岳	(3)	1,324	○	
				0.3			
//	//		小原河内	(10)	1,028	○	
				5.7			
//	//		西瀬戸	(2)	212		
				0.8			
//	//		天池足谷	(2)	53	○	
				1.0			
//	//		牛岳	(3)	(1,955) 1,631	○	
				1.5			
//	//		安蔵	(2)	554		
				0.5			
//	//		真川	(3)	10,177	○	
				0.5			
//	//		湖周南岸	(10)	542	○	
				1.0			
//	//		原亀谷	(3)	563		
				1.0			
//	//		有峰	(2)	7,826	○	
				0.5			
//	//		有峰西岸	(5)	1,956	○	
				2.0			
//	//		御鷹山	(6)	806	○	
				2.5			
//	//		小口川	(5)	3,698	○	
				1.0			
//	//		下伏	(1)	22	○	
				0.1			
//			荒屋敷桧峠	(1)	277	○	
				0.1			
//	//		荒屋敷千長原	(1)	172	○	
				0.1			
//	//		長棟川	(3)	1,422	○	
				0.3			
//	//		太郎平	(6)	1,361	○	
				4.0			
//	//		桐谷	(2)	356	○	
				0.2			

開設 拡張 の別	種類	区分	路線名	延長 (km)	利用区域面積 (ha)	前半 5 力年 の計画箇所	備考
//	//		町長水須	(3)	5,732	○	
				6.5			
//	//		笹津岩稲	(5)	109		
				1.0			
//	//		庵谷峠	(2)	78	○	
				1.0			
//	//		猪谷川	(6)	321	○	
				1.9			
//	//		大谷川	(5)	424	○	
				1.0			
//	//		万願寺寺家	(5)	431		
				1.0			
//	//		鍋谷	(3)	142		
				0.5			
//	//		蔵ヶ谷	(2)	31	○	
				1.0			
//	//		柳川	(1)	8	○	
				0.5			
(拡張計)			73	(245)			
				156.6			

注) 神通川地域森林計画転記

延長欄の()は、箇所数

利用区域面積欄の()は、当該市町村を含めた全体の数量

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、台帳を作成して適切に管理することとします。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知）を基本として、富山県森林作業道作設指針（平成23年3月31日森政第541号）に則り開設することとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとします。

4 その他必要な事項

上記の他、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設、その他森林の整備のために必要な施設の整備計画については、次の表に示すとおり定めます。

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

第8項 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林組合等の林業事業体及び林業担い手センターと連携し、各種就労促進・改善制度を活用した林業事業者の確保に努めるとともに、富山県林業カレッジとの連携によりこれからの林業に求められる林業技術者の育成を図ります。加えて、林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等、人材確保に努めます。

また、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善支援に取り組むことともに、経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体の育成に向けて、ICTを活用した生産関係手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上等による事業の合理化についても、一体的に促進することとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業機械の導入の促進に関しては、本市の地形等の条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入・稼働率の向上を図るとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進することとします。

また、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標については、次の表に示します。

作業の種類		現状(参考)	将 来
伐倒 造材 集材	急峻地 急傾斜地 (30° 以上)	タワーヤーダ プロセッサ スウィングヤーダ フォワーダ グラップル	タワーヤーダ プロセッサ スウィングヤーダ フォワーダ グラップル フェラーバンチャ
	緩傾斜地 中傾斜地 (0° ～ 30°)	ハーベスタ フォワーダ タワーヤーダ スウィングヤーダ グラップル	ハーベスタ フォワーダ タワーヤーダ スウィングヤーダ グラップル フェラーバンチャ
造林 保育	地拵、下刈	刈払機、チェーンソー	刈払機、チェーンソー
	枝打ち	人力	人力

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用促進のための施設の整備に関しては、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備に加え、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努めます。

また、林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画については、次の表に示します。

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
該当なし							

第3章 森林の保護に関する事項

第1項 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、次の基準等に沿って、別表5のとおり示します。

区域の基準
「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として設定する。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するものとします。その際、対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するものとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとします。

また、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ります。

第2項 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法等

森林病虫害等の被害対策については、病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。

また、松くい虫防除対策、カシノナガキクイムシ防除対策については、次の表に示します。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

松くい虫防除対策	
防除方法	対 象 松 林
地上散布	保安林等公益的機能の発揮が特に高く求められる人工林で、駆除だけでは被害が拡大する恐れのある松林
樹幹注入	老齢松林など保全すべき重要な松林で、対象木を限定して実施。
伐倒駆除	被害程度が微害～激害の松林
衛生伐	被害程度が微害～中害の松林（伐倒駆除との重複は不可）

森林病虫害等防除法に基づき、2区域の高度公益機能森林と2区域の地区保全林が指定されています。対象森林の概況と防除方針は、次のとおりです。

保全松林名：浜黒崎高度公益機能森林
<u>対策対象松林の概況</u> 浜黒崎高度公益機能森林には、海岸地帯の人工林で、塩害から背後の住宅や田畑を保全する目的に飛砂防備保安林に指定されています。また、一部が県指定天然記念物「古志の松原」指定されるとともに、キャンプ場や海水浴場が整備されるなど、古くから地域住民に親しまれています。このため、松林の保全を図り、森林の公益的機能を発揮することが重要になります。
<u>防除対策実施方針</u> 近年の被害状況は増加傾向にあり、引き続き防除を実施しないと被害が拡大する恐れがあることから、伐倒駆除等による防除を実施します。

保全松林名：深谷高度公益機能森林
<u>対策対象松林の概況</u> 深谷高度公益機能森林は、市街地の背後に分布することから、土砂の流出防備機能の発揮が重要です。このため、主要樹種である松の保全を図り、森林の高度公益的機能森林を発揮することが重要になります。
<u>防除対策実施方針</u> 被害状況は微害ではありますが、引き続き防除を実施しないと被害が拡大する恐れがあります。このため、伐倒駆除の徹底により被害程度を微害に維持することを目標に防除を実施します。

保全松林名：寺家地区保全松林
<u>対策対象松林の概況</u> 寺家地区保全松林は、地元市民の散策の場として親しまれており、風致景観からも森林の主要樹種である松の保全を図り、森林の公益的機能を発揮させることが重要になります。
<u>防除対策実施方針</u> 深谷高度公益機能森林と同様の被害状況にあり、防除対策も同様とします。

保全松林名：深谷地区保全松林
<u>対策対象松林の概況</u> 深谷地区保全松林は、「パインパーク」を中心に市民の憩いの場として親しまれており、風致景観からも主要樹種である松の保全を図り、公益機能を発揮することが重要です。また、深谷高度公益機能森林を保全する上で、この区域の被害対策を推進する必要があります。
<u>防除対策実施方針</u> 被害状況は微害ではありますが、引き続き防除を実施しないと被害が拡大する恐れがあります。このため、伐倒駆除の徹底により被害程度を微害に維持することを目標に防除を実施します。

カシノナガキクイムシ防除対策	
防除方法	対 象 森 林
伐倒駆除	地域住民と関わりが深い森林等
樹幹注入	防災上、景観上特に保全すべき森林で、対象木を限定して実施。
誘引捕殺	被害程度が中害～激害森林等

2 鳥獣害対策の方法（第1項に掲げる事項を除く。）

第1項の1に定める対象鳥獣以外の野生鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の動向等を踏まえた被害対策等を進めるとともに、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備等を推進します。

また、クマ剥ぎ被害対策、ニホンジカ被害対策について、次のとおりとします。

クマ剥ぎ被害対策	
防除方法	対 象 森 林
ビニールテープ巻き、防除ネット、枝条巻き	造林公共事業の対象森林 (1 施業地の面積が0.1ha 以上)
テープ巻き、トタン巻き	造林公共事業の対象外森林

ニホンジカ被害対策	
防除方法	対 象 森 林
防護柵の設置、忌避剤の散布等	造林公共事業の対象森林 (1 施業地の面積が0.1ha 以上)
防護柵の設置等	造林公共事業の対象外森林

3 林野火災の予防の方法

林野火災の予防については、山火事等の森林被害を未然に防止するため、山火事注意看板等の設置による地域住民等への普及啓発を図りつつ、防火線や防火樹帯等の整備を推進することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れをする場合には、あらかじめ必要な防火設備を整え、火入れをしようとする森林又は土地に接近している立竹木の所有者又は管理者の了承を得ることとします。

また、富山市火入れに関する条例に基づき、火入れ申請を市長に行い、許可後に火入れを実施することとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

林業行政に関わる県、市及び森林組合職員のほか、地域住民や森林ボランティア等の協力も得ながら、森林病獣害虫等による被害、山火事等の早期発見に努めることとする。

第4章 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
該当なし
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法
該当なし
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
該当なし
- 4 その他必要な事項
該当なし

第5章 その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成する際は、次に掲げる事項について適切に計画することとします。

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域については、次のとおりとします。

地域名	区域名	林 班	区域面積(ha)
富山・婦中地域	三熊・古里	富山 6-15 婦中 15-20, 22-27	976.43
	音川	婦中 1-14, 28-39	1,293.90
大沢野地域	舟倉	大沢野 2-6, 8-14	641.68
	下タ北部	大沢野 16-35	1,091.52
	下タ南部	大沢野 40-54	1,031.96
	小羽	大沢野 55-70	822.67
大山地域	本宮・亀谷	大山 54-57, 60-73	966.70
	小見	大山 156, 157, 159-170	902.29
	小原・牧・文珠寺	大山 191-223, 256-267	2,896.37
	福沢	大山 268-288, 296-315	3,535.43
八尾地域	卯花南部	八尾 15-27, 38-45, 54-57	1,475.13
	卯花北部・黒瀬谷	八尾 7-14, 46-53, 58-71	1,744.79
	野積東部	八尾 72-86	1,033.47
	野積西部	八尾 87-105, 112	1,467.92
	仁歩	八尾 106-111, 118-129, 131, 204-210	1,448.59
	室牧	八尾 113-117, 211-221	975.39
	保内	八尾 222-234	580.05
	大長谷東部	八尾 132-153, 156	1,939.64
	大長谷西部	八尾 130, 179, 187-203	1,582.52
山田地域	山田東部	山田 1-19	1,076.00
	山田西部	山田 20-55	1,886.69
細入地域	細入南部	細入 1-16	1,176.08
	細入中部	細入 17-34	809.84
	細入北部	細入 35-49	711.78
計			32,066.84

- (2) その他

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとします。

2 生活環境の整備に関する事項

都市住民を中心としたU I J ターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備に努めることとします。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 市民参加による森林整備に関する事項

第1章第3項のとおり

6 その他必要な事項

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用します。

【別表1】 里山林の整備

森林の所在		整備の方法	面積 (ha)	備考
場所	林班			
富山地域	1-13	広葉樹林整備、 竹林整備等	613.04	
大沢野地域	1, 6, 10-12, 14-15, 17, 19-20, 23-26, 28-29, 42-43, 46-48, 50-51, 53-59, 62-63, 65-71	//	2,190.00	
大山地域	54, 67-69, 71-72, 98, 202, 204-207, 214-217, 260, 262-265, 267, 269-274, 276-277, 279-281, 283, 285, 290, 297-298, 301-308, 311-315	//	3,767.08	
八尾地域	1, 2, 3-11, 13-19, 45-47, 49-54, 56, 62-65, 68-77, 79-80, 86, 93-94, 97, 99, 101-107, 109-116, 118-120, 123-128, 130-135, 147-148, 153, 156, 179, 196-204, 212-214, 218-234	//	7,125.02	
婦中地域	1-5, 7-10, 11, 12-14, 17-39	//	1,711.49	
山田地域	1-55	//	2,962.69	
細入地域	8, 9, 11, 12, 16-17, 23-25, 31, 32, 39, 46-49	//	939.13	
計			19,308.45	

【別表 2】混交林の整備

森林の所在		整備の方法	面積 (ha)	備考
場所	林班			
富山地域	1, 2, 5	過密人工林整備、 侵入竹林整備等	157.84	
大沢野地域	1, 2, 4-6, 9-10, 14, 18-20, 22-25, 42, 45-46, 51-52, 54-56, 58, 62-63, 65-68, 70	//	1,775.90	
大山地域	54-57, 60, 63-64, 66- 68, 70, 72, 164, 168, 193, 199-201, 204-206, 210, 215, 217, 220, 222-223, 263-265, 267-269, 271-273, 281, 285-286, 288, 291, 302-308, 311-314	//	3,558.33	
八尾地域	2-12, 14-15, 20, 44, 46, 48-54, 57-58, 61-62, 65-70, 72-77, 79, 93-95, 101-110, 112, 114-115, 117, 119-121, 131-132, 135, 156, 197, 200, 203-205, 212-213, 217-218, 220-222, 227-234	//	5,225.54	
婦中地域	1-2, 5-9, 11-12, 15, 22-34, 36-39	//	1,332.99	
山田地域	2, 4, 6-9, 11, 15, 29, 36-40, 42-46, 48, 50-51, 54-55	//	1,308.66	
細入地域	16-17, 35, 38, 39, 44, 46-49	//	649.87	
計			14,009.13	

【別表 3】 公益的機能別施業森林の区域

区分		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		全域	58,114.86
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	大山地域 81-97, 131, 133-153, 171-180, 185-187, 227-255, 316-331	8,032.95
		八尾地域 82-88, 91	550.50
		富山地域 10, 14, 15	18.84
		大沢野地域 2-6, 8-10, 12, 13, 21-24, 26-30, 32-34, 55-57, 60, 61, 63, 64, 66-68	675.69
		大山地域 60, 61, 67, 160, 166, 200-204, 207, 208, 220, 257-260, 268, 269, 271, 286, 296-299, 302, 305, 308-312	672.06
		八尾地域 11-14, 46-48, 52, 53, 55, 56, 58-61, 65, 68, 75-77, 89, 90, 92-94, 99-102, 106-110, 116-118, 121-123, 125-132, 135-137, 143, 195-200, 207-210, 213-217, 220, 221, 233	1,465.91
		婦中地域 6, 7, 25, 28, 30-32	70.47
		山田地域 8-11, 32, 35-38, 40, 41, 43-45, 47, 51, 52, 54	224.90
		細入地域 19, 35-45, 47-49	226.49
		上記のうち、富山県農林水産公社造林地	
		計	11,937.81
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	富山地域 3	32.53
		計	32.53
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	富山地域 1-2, 4-5	232.33
		大沢野地域 14	66.83
		大山地域 1-51, 98-130, 132, 181-184	12,338.93
		八尾地域 139-140, 153-178, 180-184	2,659.59
		婦中地域 26 へ	7.00
		計	15,304.68

【別表 3】 公益的機能別施業森林の区域（**続き**）

区分	森林の区域	面積（ha）
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	富山地域 10, 14, 15	96.99
	大沢野地域 2-13, 15, 19-24, 26-30, 32-34, 41, 48, 49, 51-57, 59-61, 63-69, 71	2,012.95
	大山地域 54, 56, 57, 60, 61, 63, 64, 66-68, 70, 72-76, 160-162, 164-167, 170, 193-195, 198-205, 207, 208, 220-223, 225, 226, 257-260, 267-269, 271, 273, 276, 284, 286, 287, 296-299, 302, 304, 305, 308-312, 314	4,078.96
	八尾地域 7-14, 18, 19, 22, 23, 27, 28, 36-40, 42, 43, 46-61, 63-70, 73-77, 89, 90, 92-94, 97, 99-110, 112-118, 120-138, 143, 147-149, 179, 185-187, 189, 191, 192, 194-201, 203, 206-210, 213-218, 220, 221, 225, 232-233	7,056.47
	婦中地域 1-3, 5-7, 25, 28, 30-32, 37	568.24
	山田地域 2, 4, 5, 7-15, 17-19, 30-32, 35-55	1,875.47
	細入地域 14-16, 19, 28, 30, 35-45, 47-49	840.09
	上記のうち、富山県農林水産公社造林地を除く	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	—
	合計	16,529.17

【別表 4】 公益的機能別施業森林の区域における森林施業の方法

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	全域	58,114.86
	長伐期施業を推進すべき森林のうち主伐の時期を標準伐期の2倍から10年を減じた林齢とすべき森林	上記のうち、富山県営林（小見及び大道県営林の一部を除く）	(1,084.22)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	富山地域 1-5	264.86
		大沢野地域 14	66.83
		大山地域 44-51, 81-153, 171-187, 227-255, 316-331	14,184.50
		八尾地域 82-88, 91, 139-140, 153-178, 180-184	3,210.09
		婦中地域 26 へ	7.00
	計		17,733.28
	複層林施業を推進すべき森林		
	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	富山地域 10, 14, 15	18.84
		大沢野地域 2-6, 8-10, 12, 13, 21-24, 26-30, 32-34, 55-57, 60, 61, 63, 64, 66-68	675.69
		大山地域 60, 61, 67, 160, 166, 200-204, 207, 208, 220, 257-260, 268, 269, 271, 286, 296-299, 302, 305, 308-312	672.06
		八尾地域 11-14, 46-48, 52, 53, 55, 56, 58-61, 65, 68, 75-77, 89, 90, 92-94, 99-102, 106-110, 116-118, 121-123, 125-132, 135-137, 143, 195-200, 207-210, 213-217, 220, 221, 233	1,465.91
		婦中地域 6, 7, 25, 28, 30-32	70.47
		山田地域 8-11, 32, 35-38, 40, 41, 43-45, 47, 51, 52, 54	224.90
		細入地域 19, 35-45, 47-49	226.49
		上記のうち、富山県農林水産公社造林地	
	計		3,354.36

		択伐による複層林施業を推進すべき森林	大山地域 1-43	6,187.38
			計	6,187.38
		特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

【別表 5】 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	富山地域 8-11, 13-15	297.45
	大沢野地域 5-8, 12-24, 42-67, 71	2,607.67
	大山地域 58-62, 74-87, 89-90, 137-155, 171, 174-175, 204-207, 213-217, 261-269, 271-277, 279-283, 296-303, 308-312	6,466.32
	八尾地域 1-10, 17-19, 27-33, 49-51, 63-64, 70-72, 105, 109, 113-114, 116-119, 126-127, 206-229	3,196.01
	婦中地域 10, 12-16, 22-33	865.45
	山田地域 1-6, 8-16, 26-29, 33-36, 41, 43, 51, 53	1,470.96
	細入地域 5-18, 26-28, 36-49	1,856.47
	計	16,760.33